

事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 13 日

全国管工事業協同組合連合会担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により建設業者が作成・提出すべきとされている各事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の様式等については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）に規定されており、その内容は会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、企業会計基準等に準拠して定められています。

平成 23 年 3 月に会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令（平成 23 年法務省令第 6 号）により株式会社の財務諸表の作成方法が変更されました。これに伴い、今般、平成 25 年 2 月 13 日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年国土交通省令第 4 号）が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付いたしますので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者への周知徹底方お願いいたします。